

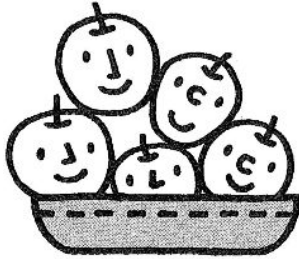


岡山市学童保育指導員労組

「ズバツとつかんで伝えようー労働組合の本質」

2012年1月31日

岡山県労働者学習協会 長久啓太



本日の学習会の目的・・・

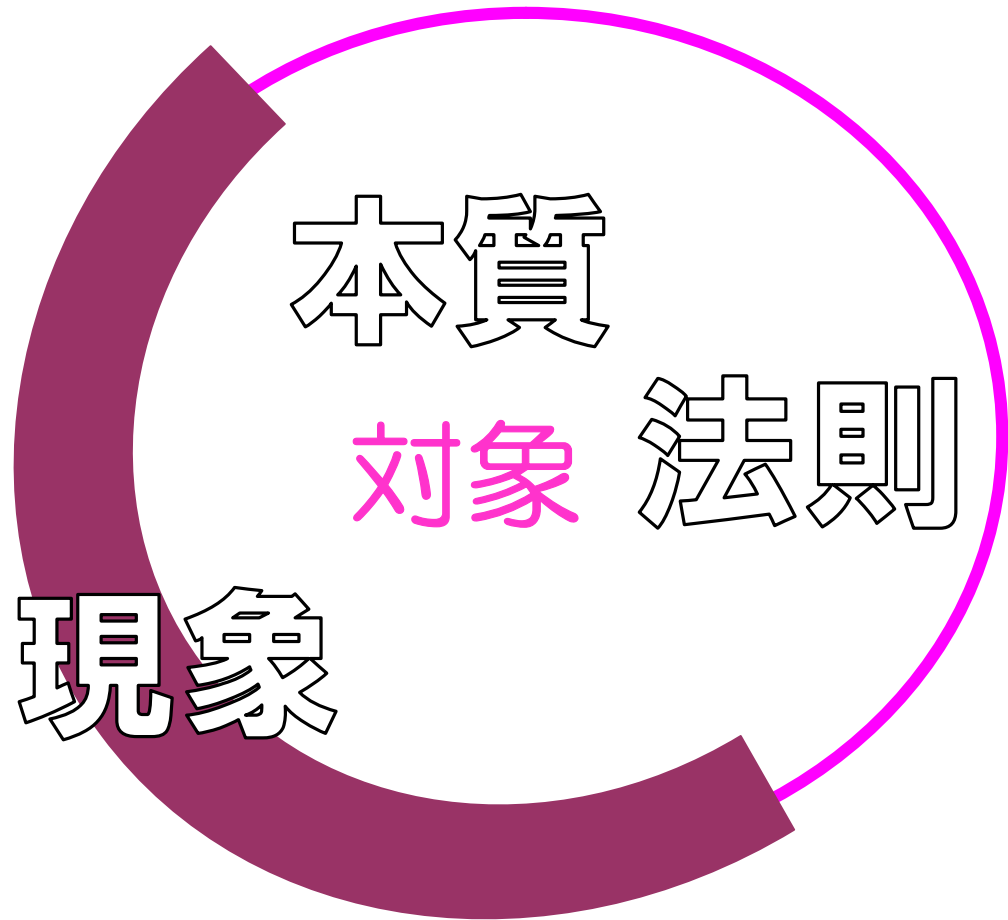
- ①労働組合のそもそも、本質をより深くつかむ。
本質をつかむことで、柔軟に語る力が育つ。
- ②本質をつかむには、歴史的にものごとを見る
ことが大事なひとつの視点。
- ③労働者にとって知識を得ること（学ぶこと）
は、「労働者になる」ことへの道。

労働組合員として
の成長・・・！

話に入る前に…

本質って????

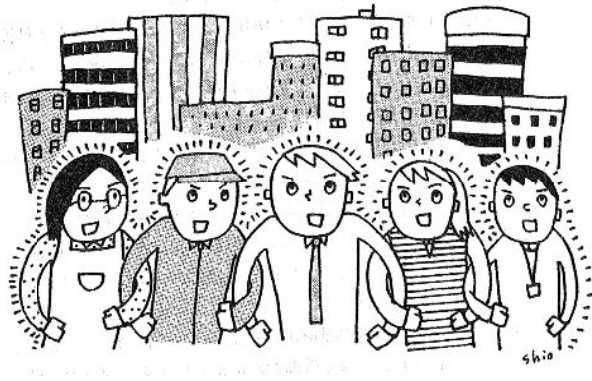
現象（偶然・たまたま）を、引き起こしている**必然性**のこと、とも言える。



『遺族の多くに共通しているのは「まさか」という言葉です。「まさか自分の家族が自殺するなんて」と、非常に多くの人たちが語っています。でも社会的にみれば年間3万人超の自殺は「まさか」ではない。むしろ「またか」です』（清水康之）

「労働組合の本質」

「そもそも何か？」の問いの大切さ



- ①本質・原則をつかむことで、労働組合の役割と活動のあり方が明確になる。
- ②迷ったとき、方向性を見失ったとき、「そこ」に帰る原点のようなもの。
- ③みなさんの職場の実態（現象）とは少し離れた話になるかもしれませんが、「現状」をあたり前と思わない力に。

ギャップを自覚し、エネルギーに。

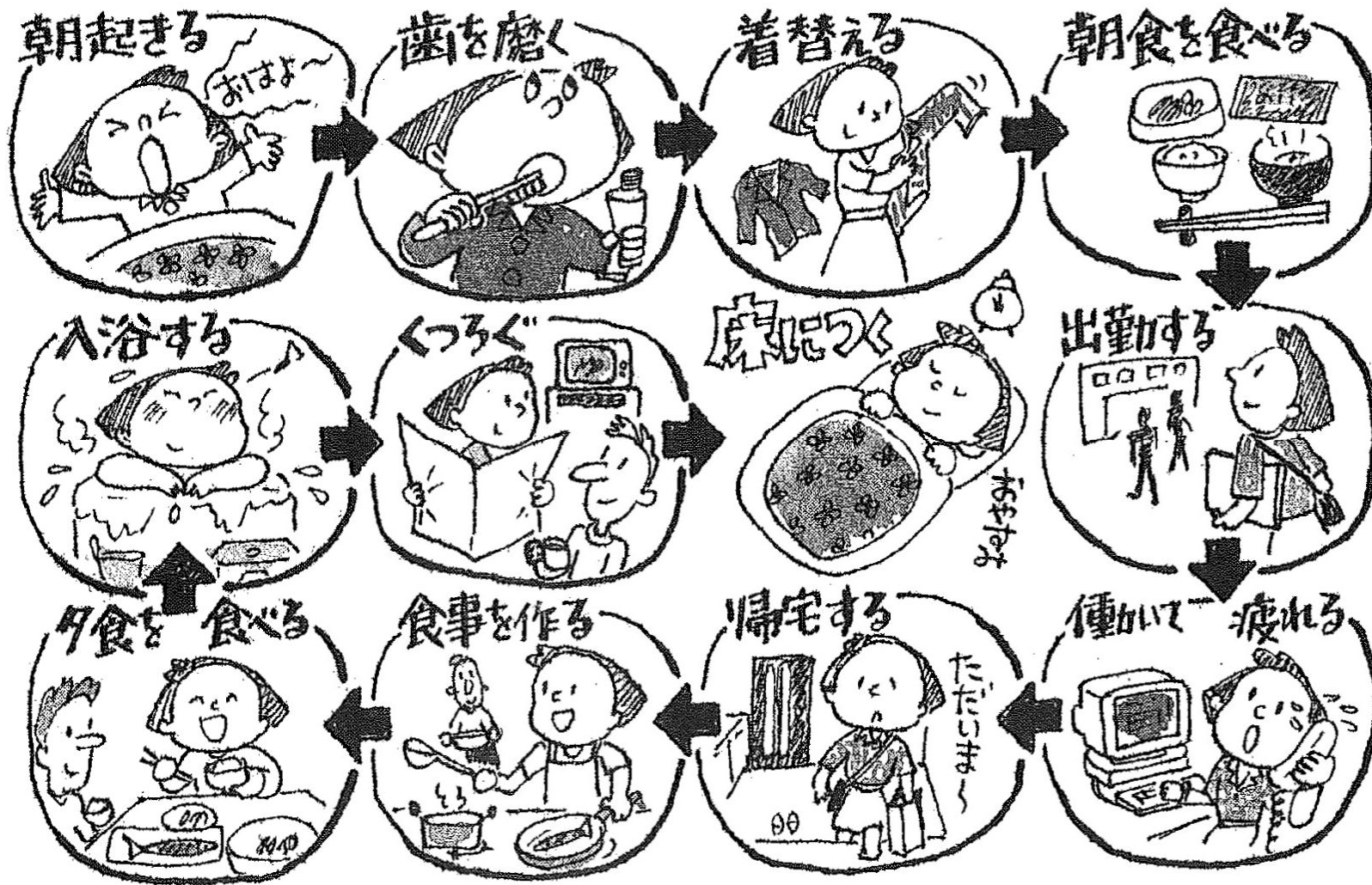
(1) 人間らしく生き・働くとは？



私たちは、なぜ働くのか？

- ①自分や家族の生活を支えるため
- ②社会をささえる営み
- ③自分の成長、生きがい

わたしたちの、一日。



QOL (生活の質) と **QOW** (労働の質) 密接な関係!

みなさんの生活は・・・



「健康で文化的な最低限度の生活」 ですか？

(日本国憲法25条)

「人たるに値する生活」 ですか？

(労働基準法1条)

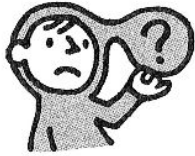
つねに問
い続ける

すべての国民に、人間らしく生き・働く権利がある

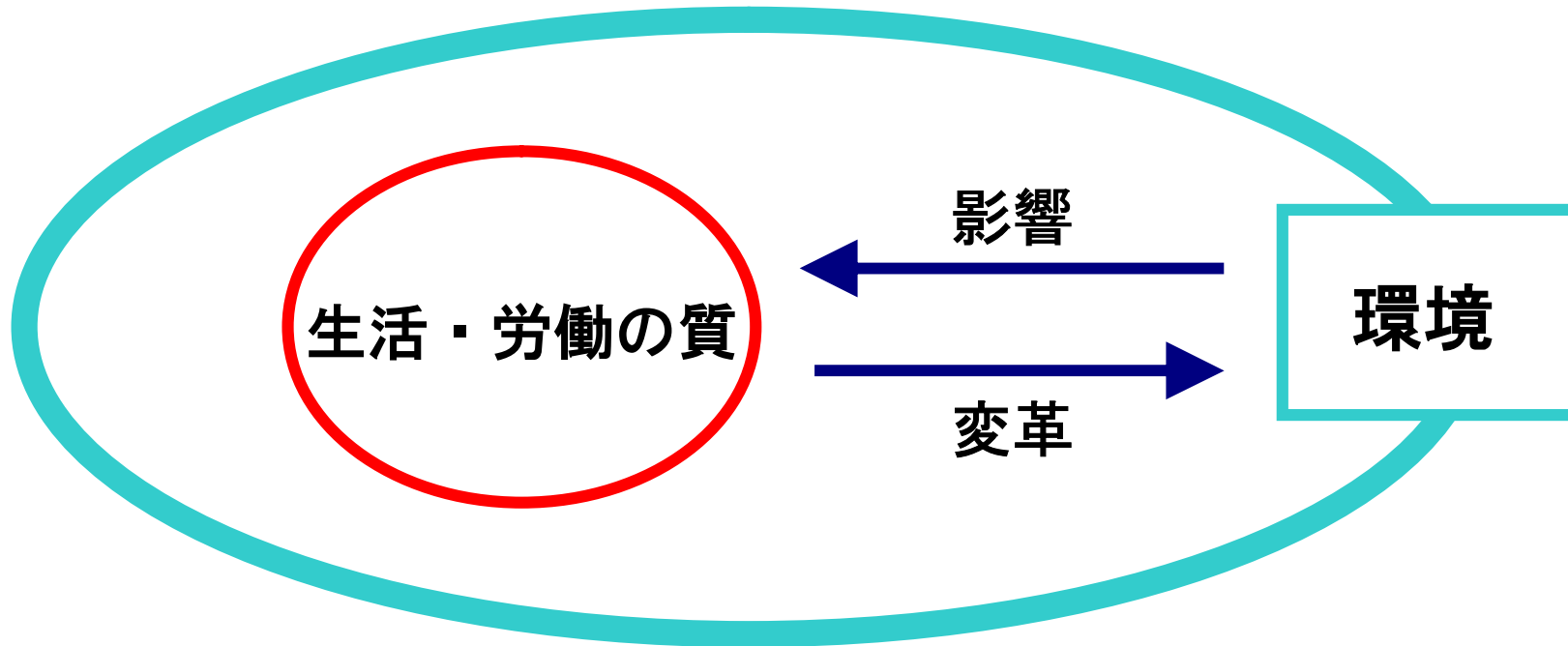
by 日本国憲法

「ディーセント・ワーク」 (ILO・・・国際労働機関)

→ 「まともな」 「適正な」 「それとしてふさわしい」



私たちの労働と、環境との関係・・・



◇人間は、環境から影響を受ける。

◇人間は、環境を整え、変えることができる。

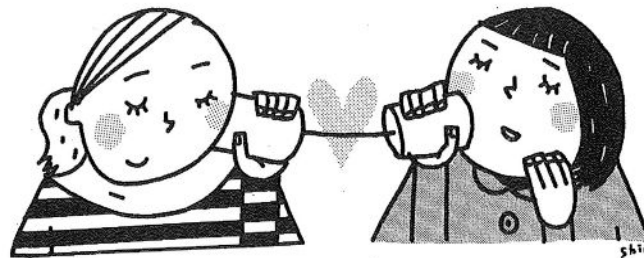
正当な「不安感」を大事にする

働き続けられるのか・・・

先の見通しがたたない

指導員としての力量・・・

子どもたちの環境



(2)



労働組合はどのように生まれたのか？

18世紀のイギリス・・・

バラバラ（分断されていた）
だった労働者たち

盗み

機械
うちこわし

パブでの
共済活動

生きるために・・・

さまざまな抵抗

長時間労働

低賃金

首切り自由

無権利

生存権なし

資本家は利益を最大限追求

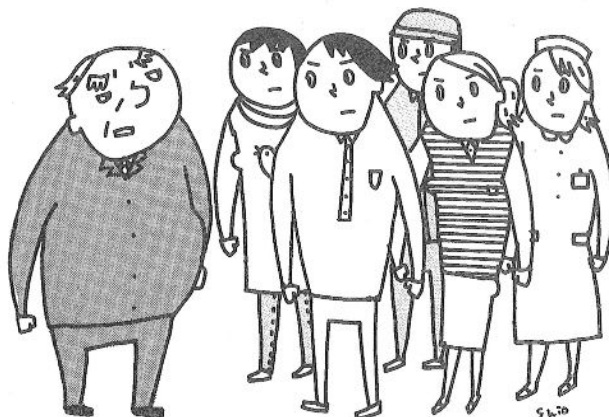
たとえば働きはじめるとき…

賃金、労働時間、
休日、諸権利…

雇用契約

使用者 ⇔ 労働者

「オマエ変わりは、
いくらでもいるんだ
ゾ。この条件でイヤ
ならけっこうダ」



「雇ってもらえる
だけで…」

「とにかく就職す
ることが優先」

どちらのほうが、立場が強いのか。

つまり、交渉を有利にすすめられるか。

圧倒的に使用者有利。

(資本家は生産手段をもっている。労働者は、自分の労働力以外に売るものがない) 11

ついに・・・

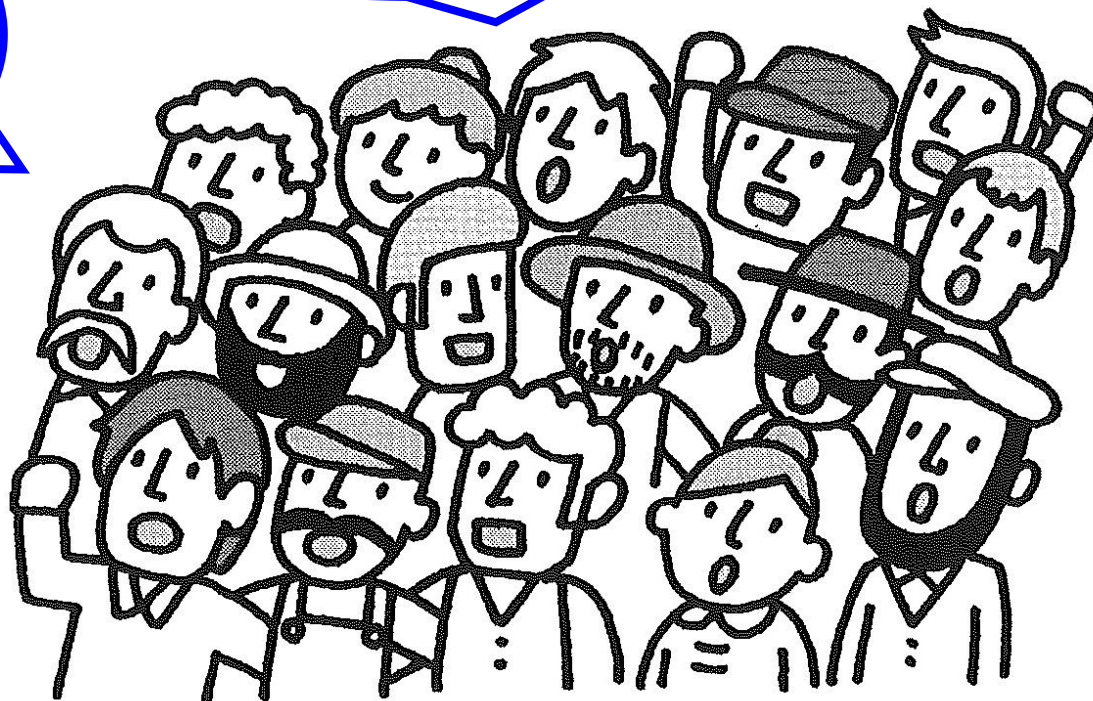
ストライキ

の発見！

おれたちがいなければ、職場はなにひとつ動かないんだ！

そうだ！仕事放棄！

おれたち、ひとつになって交渉しよう！



労働者たちは気がついた・・・ **自分たちは、数が多い。**

さらに、一時的な運動や単発のストライキから、恒常的に「数の力」をひとつにする組織としての、

労働組合の誕生

18世紀のイギリスで!

労働組合

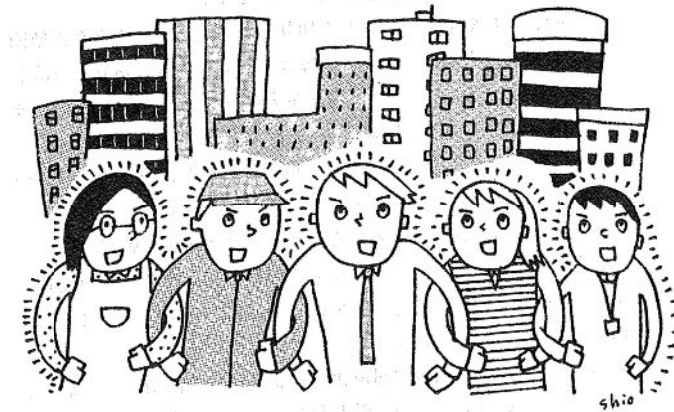
→英語で Union

→語源は Unite



「結合する」「結びつける」

「ひとつになる」



要求でひとつになる。

しかし、資本家のまきかえし・・・

国家権力をつかい、恐るべき法律を・・・。



労働者の団結を禁止する！

イギリスでは、**1799年「団結禁止法」**

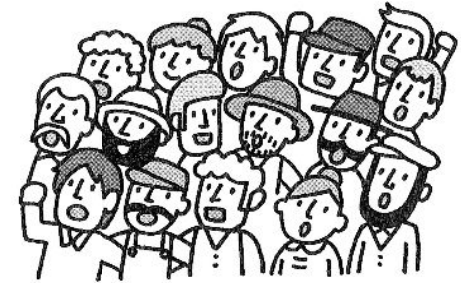
日本でも、**1900年「治安警察法」**

労働組合に団結することは、

文字通り**命がけのたたかい**だった。

団結は、
犯罪！！

労働者は、生きるため、人間らしく働くために、
たたかうことをやめなかった。労働者の団結の力と、
血と涙にじみでるたたかいにより…



団結OK！ ストライキOK！

団結することは、
基本的人権。

労働基本権の獲得！

世界人権宣言（1948年）第23条（4）

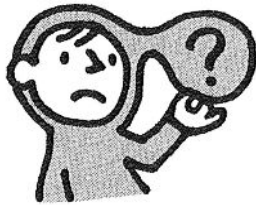
「何人も、自己の利益を保護するために、労働組合を組織し
かつこれに加入する権利を有する」

日本国憲法（1947年）第28条

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をす
る権利は、これを保障する」

そもそも
何か？

権利 ？



日本国憲法97条

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、**人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果**であって、これらの権利は、**過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである**」

私たちには、“憲法”がある！！

憲法☆

第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

1人ひとりが、かけがえのない存在。使い捨て禁止！



25条

第27条

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③児童は、これを酷使してはならない」

労働条件は、経営者の好き勝手にできないヨ！

「私があなたたちを守ります」
by 憲法

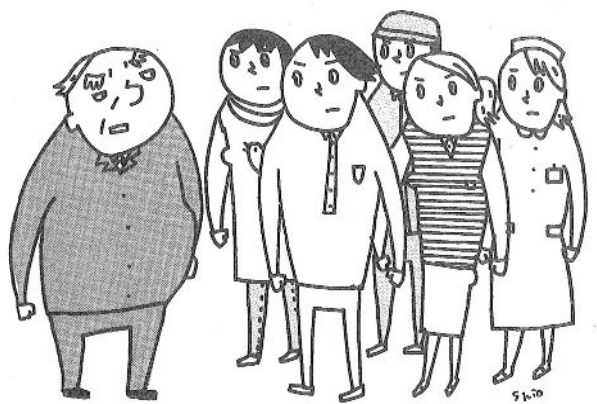
つよ～い味方。

憲法で保障された

基本的人権

「わ、わかった。
労働基準法以下の
条件では働かせない。
最低賃金も守る。
安全衛生にも
つとめる。これで
いいんだろう…」

しばり



労働基準法

労働安全衛生法

最低賃金法 e t c

憲法違反は許さない！
働くルールを守れ！

それでも、労働者が1人ひとりバラバラのまま、資本家と対等な立場では交渉できず、権利の実現は簡単ではない。

憲法は、ちゃんとそこまで考えています。

労働三権！



第28条

「勤労者の**団結する権利**及び**団体交渉**その他の**団体行動**をする権利は、これを保障する。」

「労働者のみなさん、どうぞ労働組合をつくって、
団結の力でガンガンたたかってください！」

by 憲法からのラブレター

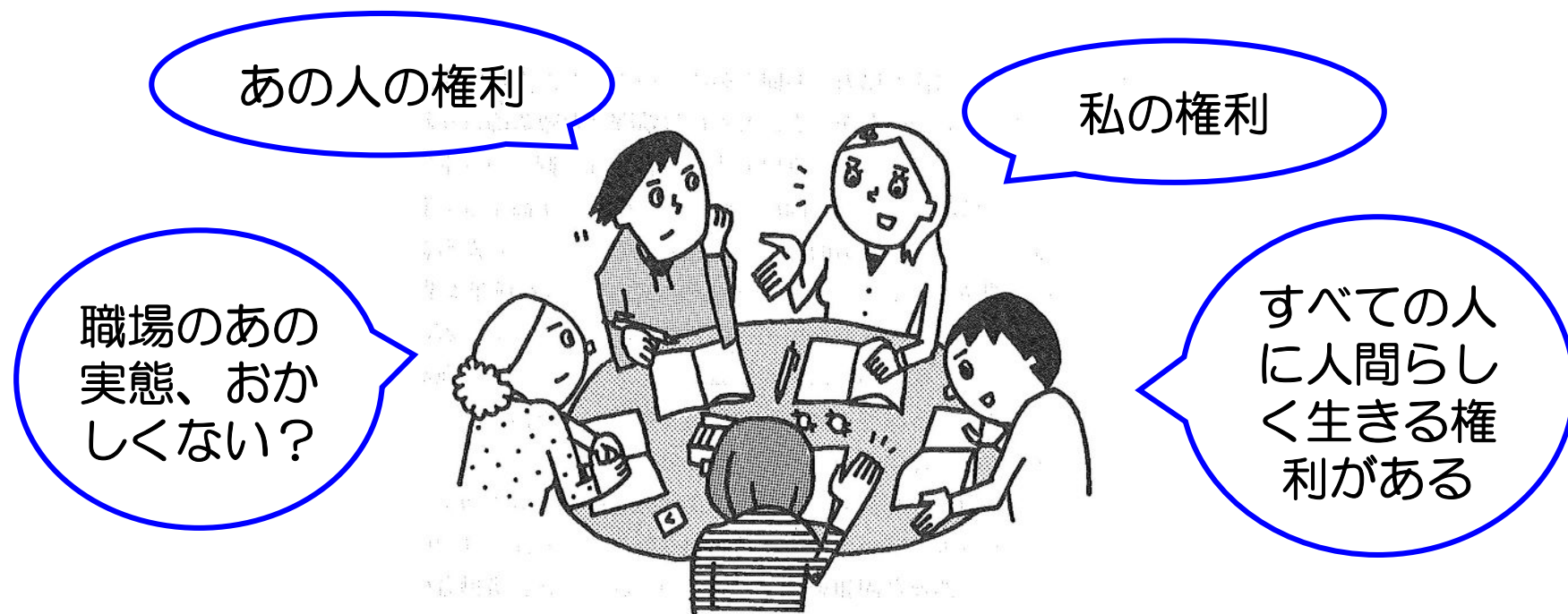
労働組合の活動は、憲法の実践！



第12条

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力**によつて、これを保持しなければならない」

権利学習は、要求を 明確に自覚する土壌づくり。

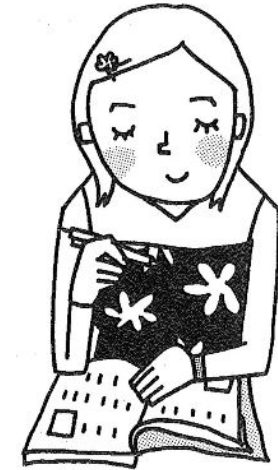


不平・不満を要求へと高める条件

職場で「おかしい」ことが行われていても、それを「おかしい」と思えなければ、要求にはならない。

「私たちは、どんなことにしろ、そのものの意味を知らなければ、それを大切にしたり愛したりすることは出来ない。現実を理解しなければ、それを愛し、そこに働きかけてゆく人間の歴代の努力のうけつぎ手として今日生きているよろこびや感動を味わうことも出来ない」

（宮本百合子「若い娘の倫理」）



知は力。

(3) 労働組合とはどんな組織か

大衆性

労働者であるならば、

だれでも入れる。

思想・信条、信仰、性別、年齢、
国籍、雇用形態、支持政党、など
の違いにかかわらず。

「数の力」を最大
限発揮するため

階級性

資本家（使用者）と、

たたかう組織。

労使協調の労働組合、労働者のためにたたか
わない労働組合は、労働組合とはいえない！

しかし、「誰でも入れる」ということは、
ほんとうに「**いろいろな人がいる**」ということ…。
そして、「**数が多い**」ということ、
ボーっとしては、**まとまるのが難しい**、
ということでもある…！

けっこう
難題…



「身体組織についていうならば、それが生きているということは、たえざる組織活動の連続を意味する。つまり、毎日たべたりのんだりして、必要な栄養分を組織しつづけなければならない。先月はたっぷりたべたから、今月はたべないでおこう、などというわけにはいかない。そのように、**私たちの組織の団結というものも、1度できあがったから**と**いって、ほっておいたのではたちまち解体してしまうもの**だ。だから、**たえざる組織活動が必要になる**。団結は、**日々あらたにつくりだされるべきもの**だ。そのたえざる組織活動に従事するもの、これを組織者といい、また活動家というのだ」（高田求『明日へのノート』学習の友社）

組織・団結は生き物。

団結は日々つくりだすもの・・・

労働組合の基本原則をにぎってはなさず。

だから、強調しますが、

「そもそも、何か？」の

基本の反復練習、本質の磨きなおしが大事☆

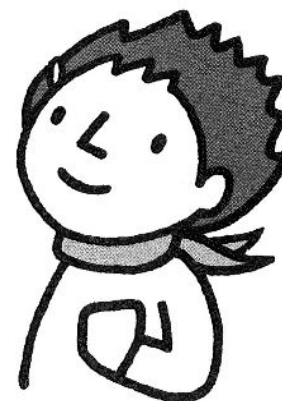
労働組合の
基本三原則

- ①要求にもとづく団結
- ②資本からの独立
- ③政党からの独立

そして、
民主主義的な組織運営

労働組合の3つのたたかいの分野。

- ① 経済的なたたかい
- ② 政治的なたたかい
- ③ 思想・文化のたたかい



3つの分野を結合してたたかう。

ひとつでも欠けると、要求実現への道はけわしく…。

(4) 「活動」におけるサイエンス&アート

① 「活動」におけるサイエンス

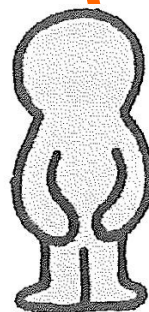
そもそも、「活動」とは？

いまある「現実」を変える営み。

「これでいいの？」

「おかしいんじゃないの？」

「なんとかしようよ」



現実

● 思いを言語化し、仲間の声を聴き、問いかけ、行動する。
「活動家とは、場をつくる人のこと」(湯浅誠)

だから、事実と根拠にもとづいた「科学的な方針」
「調査・分析・判断」が必要。

「この現実」を形
づくっている要素、
条件、原因は…。

情勢の特徴…

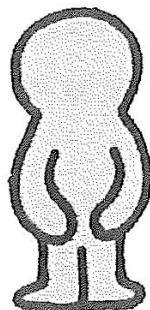
現実

どうしたら、より
マシな現実を引き
寄せられるのか…。

科学的な政策・方針

私たちは、サイエンティストであることが必要。

指導員労組の果た
している役割は…。



自分（たち）は何をすれば…

② 「活動」におけるアート



ひと言でいえば・・・共感の幅をひろげる、

「心のふるえ」を生み出す力。

たとえば・・・「伝える力」

アーティストに。

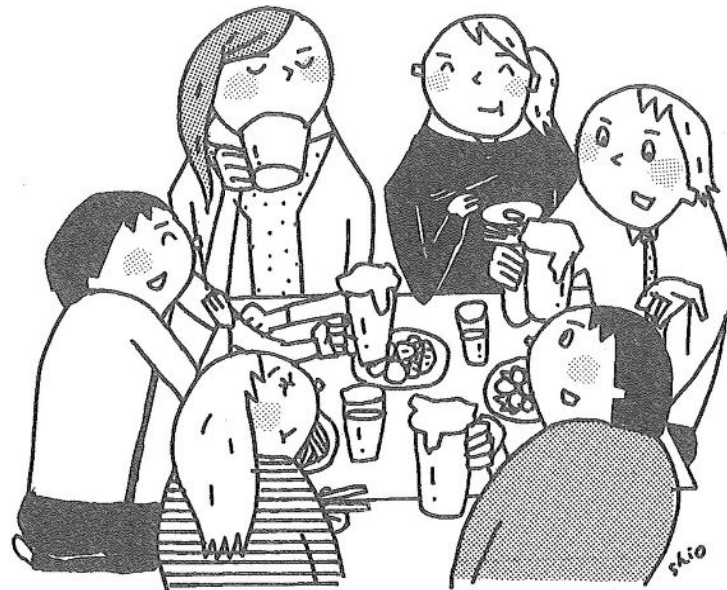
言葉の力。相手に伝わる言葉かどうか。

チラシやニュースづくり。ホームページ・ブログ。

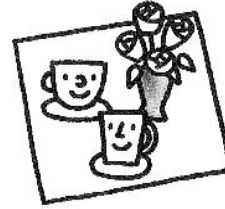
原則を深くつかんでいけば、柔軟に語れる。

たとえば・・・ヒューマニズム（あたたかさ）

■ 仲間の存在。「聴く・聴かれる」関係性。高まりあい。
居やすい、という場の役割。事務所力。会議力。
相手の立場にたてる想像力。



たとえば・・・文化の力。



労働組合運動も、人間集団の集まりである以上、広い意味での文化が発生する。

いつの時代でも、新しい文化をつくりだす中心は、若い世代。

センパイの「たたかいの歴史」を受けつぎつつ、新しい活動のあり方、スタイル、外見をつくりだそう。「たたかいの新しい文化」を生み出しながら、「心がふるえる」体験をたくさんしよう！

正しくて、楽しい。正しくて、あたたかい。
正しくて魅力的な「活動」を、テーマにかけてつくりだそう！

さいごに…

学習活動はコツコツ、長〜く。
積み重ね。

学びたくなる**活動**、活動を創
造的にする**学び**を両輪に。



月刊誌『学習の友』を
読もう☆